

「佐世保市地域公共交通持続化実施計画」の変更について

《変更内容》

(1) 「3 バス路線のタイプ別による本数の設定」について

【R5. 4. 1 ダイヤ改正による区間運行本数の変更】

(「持続化実施計画」P15 ~ P20)

※各路線ごとの変更後運行本数については、別添資料2を参照。

改正時期	R4. 3. 24	R5. 4. 1	備考
運行本数（全体）	5,683本	5,216本	△467本
減少率	15.8%（前計画比）	8.2%（現計画比）	

(2) 「2 事業概要」について

【小佐々・浅子地区のデマンドタクシー事業者の変更】

(「持続化実施計画」P14)

(変更前)

交不便地区対策 【一般乗合旅客自動車運送 事業】	小佐々・浅子予約制 乗合タクシー 【区域運行】	平成28年10月3日～	エコタクシー
--------------------------------	-------------------------------	-------------	--------



(変更後)

交不便地区対策 【一般乗合旅客自動車運送 事業】	小佐々・浅子予約制 乗合タクシー 【区域運行】	平成28年10月3日～	エコタクシー (H28. 10. 3～R4. 7. 24) 大和タクシー (R4. 7. 25～)
--------------------------------	-------------------------------	-------------	--

本市が令和4年3月に策定した「佐世保市地域公共交通持続化実施計画」においては、前再編実施計画に引き続き、バス運行のさらなる効率化を図り、市内全域における持続可能なバス運行の維持を実現するため、路線の見直しや運行形態の工夫を行い、社会情勢の変化や需給バランスを踏まえ、利用状況に応じたダイヤ等に見直しを行うべくR4. 3. 24にダイヤ改正を行いました。

しかしながら、運転士数が減少する中、バス運転士の労働環境改善を目的とする国の改善基準告示（R6. 4月に適用）による拘束時間の縮減などに伴い、運転士数の確保がさらに必要となっています。

これらの運転士不足や労働環境の変化に対応すべく、西肥バス、させぼバスの両事業者において、現在の運行体制に合わせたバス運行本数に見直しせざるを得ず、R5. 4. 1からバスダイヤ改正を実施することとし、本市が策定している「佐世保市地域公共交通持続化実施計画」に掲げるバスの区間運行本数の変更を行います。

また、本市交通不便地区対策に関して、R4. 7月に小佐々・浅子地区でデマンドタクシーを運行する事業者の変更があり、記載内容の変更を行います。

《「持続化実施計画」の変更理由》

(1) 西肥バス、させぼバスの両事業者が実施する令和5年4月1日ダイヤ改正に伴い「持続化実施計画」に示す計画運行本数の変更が生じるため。

(2) 令和4年度中に小佐々・浅子地区のデマンドタクシー事業者の変更が生じたため。